平成２５年（フ）第３７７号
高知県香南市赤岡町701番地　市営中浜団地113
債務者　野中　比奈
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３８６号
高知県南国市大埇甲1198番地　クレセール102
債務者　宮﨑　健吾
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４０号
大分県玖珠郡玖珠町大字大隈155番地
債務者　麻生美恵子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第４８２号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町25番６号　スカイパークマンション３―303号
債務者　坂口　眞弓
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１０４３号
東京都町田市常盤町3600番地１サンシャインヒルズ102
債務者　安藤　賢吾
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０４４号
東京都町田市常盤町3600番地１サンシャインヒルズ102
債務者　安藤　紀子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１１９号
東京都三鷹市牟礼２丁目３番13号プリムヴェール203
債務者　金子　未羽
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１５６号
東京都日野市日野本町４丁目13番地の２レオパレス日野本町106
債務者　田村　晶宏
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５号
北海道帯広市西20条南５丁目32番20号　フォレストコート101号室
債務者　吉田恵美子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第９６４号
東京都八王子市上柚木３丁目16番地３―916
債務者　松木　芳輝
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０１６号
東京都稲城市平尾１丁目17番地の９リチェモンテ平尾101号
債務者　山田麻耶華
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１３７号
東京都町田市本町田2523番地７公社住宅ハ22―104
債務者　田中かおり
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０９号
栃木県佐野市久保町205番地５
債務者　松島　武志
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第３号
栃木県足利市福富町339番地２
債務者　浦野　和弘
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第４号
栃木県足利市福富町339番地２
債務者　浦野　理恵（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第２３４号
愛知県蒲郡市水竹町千丸212番地１
債務者　鈴木　　朗
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部